

奈良県告示第三百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、山陵中山土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成二十六年一月十日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	加藤 次夫	奈良市山陵町二一九
〃	吉岡 純一	〃 一五五―二
〃	奥田 善次郎	〃 二八三
〃	藤川 恵三	〃 四五七
〃	藤川 信哉	〃 一七八
〃	吉岡 史人	〃 一七五
〃	大島谷 博之	〃 中山町一六〇二
〃	寺田 雅利	〃 一三六二
〃	清穂 忠一	〃 一一五六
〃	出口 礼次郎	〃 一三九九―一
〃	染川 佳才	〃 一二二八
〃	西澤 成晃	〃 一三三五―二
〃	岡田 隆	〃 中山町西一―七六四
〃	平田 利明	〃 中山町一四五六
〃	出口 武男	〃 一三五五―一
〃	染川 守	〃 一二二九
監事	中尾 勉	〃 山陵町二〇三
〃	吉岡 信博	〃 二二〇
〃	岡田 邦彦	〃 中山町西一―七六一
〃	北野 清隆	〃 中山町一三一五

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	吉岡 史人	奈良市山陵町一七五
〃	吉岡 郁洋	〃 八八一―一

〃	〃	〃	監 事	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
吉岡 信博	吉岡 克弘	岡田 英世	岡田 邦彦	中野 薫	出口 武男	清穂 忠一	染川 和由	染川 稔	出口 礼次郎	西澤 一晃	西澤 成晃	大川 博由	寺田 雅利	藤川 信哉	藤川 恵三	奥田 善次郎	吉岡 純一
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 二二〇	山陵町 四九三	〃 一―七四三	中山町西 一―七六一	〃 一一六四	〃 一三五五―一	〃 一一五六	〃 一五九〇	〃 一五三九―二	〃 一三九九―一	〃 一二九八	〃 一三三五―二	〃 一四五七―一	中山町 一三六二	〃 一七八	〃 四五七	〃 二八三	〃 一五五―二